

会員加入促進運動実施要綱

(財) 岐阜県老人クラブ連合会

1 趣旨

日本社会が超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の豊かな生活を実現するためには、国の制度の確保とともに、高齢者自らが行動して共助の組織と地域社会を築くことが極めて重要となっている。

なかでも老人クラブは、長い歴史と豊かな活動経験を生かして、その中核組織としての役割を期待されている。この時期に当たり、多くの会員を迎え入れ魅力的なクラブ活動を展開するため、集中的に会員増加運動を行う。

2 実施期間

平成17年度から当分の間

3 実施主体

(財) 岐阜県老人クラブ連合会、各市町村老人クラブ連合会、及び単位クラブ

4 目標

各市町村連合会、単位クラブ毎に、前年度の老人クラブ加入会員数又は加入率を上回ることを目標とする。

5 表彰

岐阜県老人クラブ連合会表彰要綱に基づき、次の団体を表彰する。

① 単位クラブ：年度当たり新規会員が5人以上増加したクラブ

② 連合会：新たにクラブを組織した地区（校区）連合会。ただし地区（校区）連合会が存在しない場合は市町村連合会

(注) ①の創設クラブと②の連合会は重複しないように、いずれかを選択すること。

6 取組み

当連合会は、リーフレットの作成支援及び優れた経験の普及等必要な取り組みを行う。

平成17年3月24日理事会評議員会決定

平成20年3月25日理事会評議員会一部改正決定

平成23年1月28日盛年部会一部改正決定

平成24年6月26日盛年部会一部改正決定